

令和元年度 第4回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和元年7月10日(水)午後2時00分から3時12分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番 田代正十志君	2番 中村克則君
3番 長田正次君	4番 大胡田直良君
5番 勝間田實君	6番 瀬戸久志君
7番 小宮山光文君	8番 勝亦里沙君
9番 田代みよ子君	
11番 芹沢秋雄君	12番 渡邊厚雄君
13番 内海富夫君	14番 高杉優君
15番 杉山充男君	16番 芹澤雅司君
17番 伊倉隆義君	18番 長田清一君
19番 勝又洋一君	20番 土屋壯一君
21番 坂本登志雄君	22番 池田靖君
23番 瀬戸昭一君	24番 勝亦啓二君
25番 土屋民治君	26番 芹澤彰夫君
27番 勝間田仁君	28番 岩瀬茂君
29番 高杉昇君	30番 土泉清司君
31番 田代三郎君	

欠席委員 (1人)

10番 勝又英夫君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第19号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 議案第21号 御殿場市農業委員会市民農業者の認定について
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 議案第23号 令和2年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

杉山 真彦 井上 裕次 土屋 諭子 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局長

ただ今から令和元年度第4回総会を開会いたします。

本日は、10番 勝又英夫委員が欠席でございますが、出席委員は過半数に達しておりますので、総会は成立していることを報告させていただきます。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 9番 田代みよ子委員、1番 田代正十志委員を指名いたします。書記に、杉山書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。

報第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第7号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。7月10日報告。今月の4条届出は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

続きまして、報第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第8号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。7月10日報告。今月の5条届出は3件でございます。

議案の説明の前に、2点、修正をお願いいたします。

番号1の譲渡人と譲受人それぞれおりますが、逆になっておりました。申し訳ありませんでした。

また、番号2の合計面積が66㎡となっておりますが、こちら正しくは1,141㎡です。大変失礼いたしました。

それでは番号1から説明させていただきます。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

次に議案に入ります。

会長

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第17号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の3条許可申請は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 504 m²

譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上でございます。

続いて担当委員より調査結果の報告を求めます。

会長

番号1ですが、7月1日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。

17番委員

申請行為については、本人が申請したものであり、申請内容に間違いはございません。内容についてですが、譲渡人である弟が農地を所有していますが、農業が出来ないため、譲受人である兄が経営規模拡大の為、農地を買い受ける為の申請です。

効率的利用についてですが、取得する農地は自宅から150m程です。農作業従事者は本人夫婦二人で、農作業経験は30年です。農機具については、トラクター、田植機、コンバインを所有しています。現在所有する農地は稲作が主であり、新たに取得する農地については畑として利用するそうです。以上のことから、新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われま。

耕作管理計画については、新たに取得する農地は畑として利用されており、今後も畑として利用する予定とのこと。

下限面積については、現在所有する農地は9,288 m²ですので、今回取得する面積504 m²を合わせると9,792 m²となりますので問題ありません。

転貸し等はございません。

地域との調和についてですが、地域の農業集落の取決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのこと。

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

次に、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

会長

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第18号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の案件は1件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 190 m²

転用内容は、農業用倉庫1棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上でございます。

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

会長

番号1ですが、6月30日、申請人と自宅にて調査いたしました。

6番委員

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、農家住宅の敷地を拡大して新しい農業用倉庫を建築したい申請であります。妥当と思われま。

資金については、土地整備費、家屋建築費、合計1400万円で、御殿場農協高根支店の融資証明書が添付されており、申請人も兼業農家の会社員で問題ありません。

他の権利者の同意ですが、該当はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工するとのことです。

他法令については、都市計画法については担当課と協議されており、外は該当ないと思われま。

転用面積については、適正と思われま。

周辺への影響については、建築面積も85.84 m²であり、周辺農地への影響は無いと思われま。

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第19号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について を議題とします。

会長

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第19号 次のとおり、事業計画変更申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の案件は1件でございます。

まず始めに、事業計画変更申請について説明させていただきます。事業計画変更申請とは、過去に農地法第5条の許可がなされた後に、事情の変化に伴い転用事業者を別の方に承継する場合に申請されるものでございます。また、事業承継者が事業を実施するためには、新たな計画での農地転用の許可を要するものとされておりまして、この後の議案第20号にて、農地法第5条も同時に申請がなされておりまして、

それでは内容について説明をさせていただきます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 691 m²

計画変更を必要とする理由は、申請地に農家住宅を建てる当初の計画を中止したため、事業承継者に事業を承継するものです。

以上でございます。

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

会長

番号1ですが、本議案の調査結果をご報告申し上げます。

22番委員

まず、経緯でございますけれども、昭和51年当時に遡ります。昭和51年7月27日付けの第5号1528番、及び昭和51年9月29日付け第5号2167番の各申請により、農地転用及び権利移転が許可されたものであります。当時のこの各申請は、本件の申請人の実兄が行っていますが、15年前に逝去されております。その時、農地転用の事については、本件申請人には特に知らされておりました。そのため、本件申請人については転用行為は行われずに現在に至っております。昨年まで当地において畑の耕作を行っていましたが、高齢によりまして体調が優れず、また、後継者がいないというようなことで、将来を見据えて売却するというような考えに至ったということでございます。

続きまして申請内容ですが、本件申請は本人によるものであり、内容については正当であるということを確認いたしました。

最後になりますが、考察となります。本件申請を提出した経緯から、転用計画の変更はやむを得ないだろうということで思料いたします。

以上です。

本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

20番委員

51年の当初の申請は農家住宅ということで、たぶん調整区域だと思うんですけども、農家住宅だったら、都市計画法上は既存宅地になるのでしょうか。

事務局

今回の申請地については、昭和51年当時、農業委員会で許可されたものということで、宅地の要件があるということを都市計画課のほうでも判断をしているということで聞いております。

以上です。

他にご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

会長

続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

なお、本案の番号1は、8番委員が申請人より委任を受けて申請を行っておりますので、議事参与の制限に該当するため、先に番号1について審議いたします。

8番委員は退席願います。

(8番委員退席)

それでは、事務局に議案の説明を求めます。

会長

事務局

議案第20号 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。今月の案件は3件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 809 m²

転用内容は、使用貸借により社会福祉施設1棟の建築及び駐車場10台の整備です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上でございます。

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

会長

番号1ですが、7月1日、申請人と現地及び自宅にて調査いたしました。

19番委員

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由についてですが、申請者は、県知事の指定を受けて設立された特定非営利活動法人を、本人所有のアパートの一室で、子供たちを預かり事業を進めておりますが、現在は定員を満了し、問い合わせいただいてもお断りしている状況の中、近隣の方から騒音の指摘や、また子供の交通安全上の心配もあり、新たな施設を建設し、収容人数を限度である10名から20名程度に増やしたく、当申請地を選定いたしました。このような理由の為、必要性がありやむを得ないと判断します。

資金については、建物建築費、土地整地費、その他諸経費、合計2500万円で、自己資金で対応するとのことです。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令については、問題ないと考えます。

転用面積は809㎡で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、雨水排水等で付近農地に被害を出さないよう十分留意し、万が一被害が生じた場合は、責任をもって対処するとのことです。

以上です。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

8番委員は戻って着席してください。

(8番委員着席)

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長

続きまして、番号2、3について審議いたします。事務局に議案の説明を求めます。

会長

事務局

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 691 m²

転用内容は、売買により建売住宅3棟の建築です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 39.70 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、10月31日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

以上でございます。

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

会長

22番委員

番号2ですが、7月1日、譲渡人とは現地にて、譲受人とは電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に相違ございません。

転用理由ですが、先程の事業計画変更申請と内容が重複いたしますが、概略を説明させていただきます。昭和51年7月並びに9月に、農地転用と権利移転、これが申請されまして許可が出ましたが、当時の申請人から本議案の申請人に対して知らせもなく今日まで来たということで、昨年まで畑として耕作しておりましたが、高齢に伴う体調不良並びに後継者がいないというようなことで、耕作管理ができないというようなことで、将来を見据え売却するということにしました。このような理由によりまして、必要性がありやむを得ないと思料いたします。

資金については、土地購入費、土地整地費、家屋建築費、合計で約6100万円になりますが、これは自己資金にて対応するとのことです。

他の権利者の同意につきましては、特に他の権利設定はされておられませんので該当しません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。ちなみに、着工は令和元年8月1日から令和元年12月20日までを計画されております。

他法令については、都市計画法の開発許可申請につきましては、本申請の許可後に申請するとのことです。

他法令には抵触しておりません。

転用面積は691 m²で、転用目的(建売住宅3棟)から見て適正と考えます。

周辺への影響についてですが、現地状況は北と南に宅地があります。東側に道路、西側に畑、水路敷、このような状況であります。転用するには支障は特にありませんが、万一、被害等が生じた場合は、転用者が責任をもって対処するということです。

以上です。

23番委員

番号3ですが、7月5日、申請人と自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容について間違いはありません。

転用理由についてですが、新東名道路工事に伴う用排水路構造物建設に必要な作業エ

リアとしての用地の使用のためということでございます。

資金については、賃料は借主の銀行残高証明書から十分と思われます。

他の権利設定はございません。

転用期間は2019年10月31日までです。

他法令については、関係はございません。

転用面積でございますが、39.7㎡で、事業目的から適正と考えております。

周辺への影響でございますが、道路工事の一時的利用ということで、周辺農地への被害はないと思われませんが、万が一損害など被害が発生したら、借主が責任をもって対処するということでございます。

以上です。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第21号 御殿場市農業委員会市民農業者の認定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

会長

議案第21号 御殿場市農業委員会市民農業者認定基準に関する要領に基づき、別紙のとおり市民農業者名簿への登録申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。7月10日提出。

事務局

申請者の詳細を説明する前に、市民農業者制度について説明をいたします。本日、机に配布をさせていただきました、右上に「御殿場市農業委員会」と書いてありますこちらの1枚の用紙をご覧くださいと思います。こちらに、「非農家の新規の農業参入 御殿場市農業委員会 市民農業者制度の開始について」という題名となっております。

御殿場市農業委員会は、農業に関する技術と意欲のある非農家の市民等を市民農業者に認定し、農作物の振興と担い手の確保、そして農地の有効利用を推進しています。

(以下、内容説明)

それでは議案書のほうに戻りまして、議案書の8ページをご覧ください。

「市民農業者名簿への登録申請一覧表(議案第21号別紙資料)」をご覧ください。本議案における申請は1件です。

(番号1について内容読み上げ)

番号1の申請について、御殿場市農業委員会市民農業者認定基準に関する要領 第3

条各号の規程 こちら、先程見ていただきました1枚の用紙の裏面に基準のほうは書かせていただいておりますが、こちらの認定基準を満たすものと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

18番委員

農業をやろうという限り、できるだけ若い方のほうがいいかなという希望を込めて、年代、年齢程度でいいですから教えていただけませんか。

事務局

ご質問いただいた意図とはちょっと反してしまうかもしれないんですけども、この方のご年齢は73歳になります。

他にご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第22号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

会長

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。7月10日提出。

ここで1点、修正をお願いいたします。こちらの一覧表の見やすい位置から見ていただいて、一番右から2番目、「設定(転貸)する利用権」の「期間(年)」というのが、今、「6年」という形になっているんですけども、正しくは「5年」ですので、修正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは説明に入らせていただきます。

本議案は、告示予定が7月11日の利用集積計画となります。本議案における計画は1件で合計面積が473㎡です。

本議案は、すべて農地利用円滑化事業による利用集積であり、転貸する者は、御殿場農業協同組合です。

(内容読み上げ) 計1筆 473㎡

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第23号 令和2年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第23号 令和2年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項について、別紙のとおり提出したいので委員会の決定に附す。7月10日提出。

別添で、お手元の「令和2年度」と書いてある資料をご覧ください。議案第23号別紙、お手元にありますでしょうか。

これについて、説明いたします。

(内容説明)

以上でございます。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

事務局

(報告事項)

1. 農地利用状況調査について
2. 農地相談員について
3. 駿東地区農業委員会総会及び視察研修について

4. 農業会議情報について
5. 会議等出席依頼（報告）について
6. 次回総会 8月13日（火）午後2時00分 御殿場市民会館 第7会議室
7. 農業者年金説明について

それでは、以上をもちまして、令和元年度第4回総会を閉会いたします。

事務局長

議 長

議事録署名人

9番

議事録署名人

1番
